

議案第50号

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「558,000円」を「564,000円」に、「498,000円」を「503,000円」に、「440,000円」を「445,000円」に改める。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。